

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月22日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第11号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関	職名		市町名	機関	職名	
略				略			
東かがわ市	本庁	略		東かがわ市	本庁	略	
		教育委員会事務局	<u>部長、課長</u>			教育委員会事務局	<u>課長</u>
		略				略	
出先機関	略		出先機関	略		略	
	学校給食センター	略		学校給食センター	略		
	<u>こども総合支援センター</u>	<u>所長</u>		<u>少年育成センター</u>	<u>所長</u>		
略				略			
綾川町	略		綾川町	略		略	
	町長部局	<u>参事、支所長、会計管理者、課長、室長、副支所長、総務課の課長補佐、病院の院長・副院長・事務長・総看護師長、診療所長</u>		町長部局	<u>参事、支所長、会計管理者、課長、室長、総務課の課長補佐、病院の院長・副院長・事務長・総看護師長、診療所長</u>		
	略			略			
琴平町	略		琴平町	略		略	
	教育委員会事務局	<u>課長、室長、主幹</u>		教育委員会事務局	<u>課長、室長、主幹、学校給食センター所長</u>		

略	略
---	---

略	略
---	---

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
小豆地区広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、事務局次長、人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム施設長・副施設長</u> 、小豆島クリーンセンター所長・副所長
略	

別表第2（第2条、第4条関係）

一部事務組合	職名
略	
小豆地区広域行政事務組合	事務局長、会計管理者、事務局次長、人事担当副主幹、 <u>小豆島老人ホーム園長・副園長</u> 、小豆島クリーンセンター所長・副所長
略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。